

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

9月24日発行

Vol.175

さんじょうライフ



ふくしまから  
はじめよう。  
Future From Fukushima.

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

9/16

火

南相馬市HP「フォトレポ」から

国道6号自由交通化に伴う  
パトロール強化出動式

小高区役所で、国道6号自由通行化に伴うパトロール強化出動式が行われました。



2ページをご覧ください。

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・国道6号自由交通化に伴う  
パトロール強化出動式 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 8
- 大熊町 ----- 9

●東京電力

- ・自主的除染に係る費用の賠償について  
----- 10

●NEXCO東日本

- ・常磐自動車道 南相馬IC～相馬IC間  
夜間通行止めの実施について -- 12

●交流ルームひばり通信

- ・超カンタン介護食&交流会 ---- 12
- ・新潟県主催一時帰宅ボランティア  
バスツアーに参加 ----- 13
- ・ラジオ福島「かっとびワイド」  
in 交流ルームひばり ----- 13
- ・9月・10月の「ひばり」 ---- 14



道の駅南相馬 観光交流館内  
南相馬ふるさと回帰支援センター  
マスコットキャラクター「のまたん」

9/16 火

# 国道6号自由交通化に伴う パトロール強化出動式

小高区役所で、国道6号自由通行化に伴うパトロール強化出動式が行われました。国道6号の交通量の増加による空き巣などの犯罪を防ごうと、南相馬警察署や市民のパトロール隊などが参加しました。

出動式の後、参加者らは次々に車に乗り、パトロールに出発しました。



パトロール隊の皆さん



南相馬警察署長のあいさつ



パトロールへ出発



パトロールへ出発



## 南相馬市からののお知らせ

### 南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

#### 【都道府県別】

2014.9.18現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	5,278	群馬県	189	石川県	33	長崎県	8	山口県	2
宮城県	1,952	山梨県	84	京都府	28	島根県	6	和歌山県	1
<b>新潟県</b>	<b>776</b>	北海道	78	福井県	21	熊本県	6	高知県	1
山形県	774	長野県	77	沖縄県	21	福岡県	4	徳島県	-
東京都	695	秋田県	73	青森県	19	三重県	3	鳥取県	-
茨城県	635	静岡県	63	岐阜県	12	奈良県	3	宮崎県	-
埼玉県	598	岩手県	62	岡山県	12	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	477	愛知県	46	広島県	11	愛媛県	3	海外	13
千葉県	443	兵庫県	38	滋賀県	9	佐賀県	3	<b>合計</b>	<b>12,991</b>
神奈川県	387	大阪府	33	富山県	8	大分県	3	(9/11 13,025)	

#### 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,392	喜多方市	59	棚倉町	16	北塩原村	5	合計	5,278
福島市	1,333	本宮市	33	会津美里町	16	玉川村	5		
いわき市	685	会津坂下町	32	西会津町	13	泉崎村	4		
郡山市	532	西郷村	28	田村市	12	浅川町	3		
会津若松市	277	猪苗代町	27	磐梯町	9	広野町	3		
新地町	253	川俣町	25	金山町	7	国見町	2		
二本松市	120	南会津町	25	下郷町	6	天栄村	2		
伊達市	114	鏡石町	21	矢吹町	6	鮫川村	2		
須賀川市	93	桑折町	20	矢祭町	6	石川町	2		
白河市	62	三春町	20	古殿町	6	小野町	2		



みなみそうまチャンネル

Channel assist by yoozma www.yoozma.jp



電話でのお問合せ  
TEL:0244-24-1222

南相馬市

#### 今週の番組(60分) ※パソコン視聴・アクティブラ配信

- オープニング&今週の番組 [0分~]
- 平成26年度市役所便り 市総合防災訓練のお知らせ [2分~]
- 小高美化事業 花畑プロジェクト 小高を花いっぱい [6分~]
- 国道6号通行規制解除に伴う全車一斉検問 [15分~]
- 紙芝居上演「南相馬 菜の花物語」 [25分~]
- キャンドルナイト 鎮魂の灯り [42分~]
- 常磐自動車道(南相馬IC~相馬IC)通行止めのお知らせ [45分~]
- 平成26年度市役所便り パブリックコメント実施のお知らせ [48分~]
- 平成26年度市役所便り ジャンボタクシー増便のお知らせ [51分~]
- 2014相馬野馬追DVD貸出のお知らせ [55分~]
- リクエストアワーのお知らせ [56分~]
- 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分~]

[午前10時51分~/午後1時51分~/午後4時51分~] 旧警戒区域ライブカメラ

#### 番組内容 [9/24~9/30]

##### 【議会放送日時】

- ◆放送日： 24日(水)  
25日(木)  
26日(金)  
27日(土)  
29日(月)
- ◆放送時間： 午前10時~午後1時  
午後6時~9時



おゆーまーくん



## 南相馬市就職者応援事業奨励金支給制度について

9月22日HP更新

市では、市内の深刻な人手不足の解消に資するため、下記の対象者に奨励金(10万円)を支給します。

**対象となる方**

平成26年4月1日以降に「市内民間事業所」※に就職した方で、1年以上の雇用が見込まれ、市内民間事業所での勤務期間が6カ月経過した方が対象となります。

また、平成26年度の就職者と判断できる方で、事業所等の都合により、平成26年4月1日より前に市内民間事業所に就職した方については、平成26年3月1日以降に就職した新規学卒者に限り対象となります。

※「市内民間事業所」とは、市内の事業所のうち、雇用保険適用事業所をいう。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が経営している、または関係を有している事業所を除く。

**対象とならない方**

次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

1. 就職した事業所の本社・本店等が市内に所在していても、市外の支店・営業所等に勤務している方
2. 過去1年以内に2回以上離職または転職を繰り返している方
3. 技能習得等の研修を目的に、期間を限定して雇用契約した方
4. 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人およびこれらと密接な関係のある公社等に就職した方
5. 雇用契約上は平成26年度からの雇用となっても、実質的に平成26年4月1日より前から継続した雇用である方
6. 派遣労働者
7. 学生

※申請方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

商工労政課 雇用対策係

TEL 0244-24-5346



## 浪江町からのお知らせ

## 家財個別賠償を見据えた廃棄家財の写真撮影等のお願いについて

9月17日HP更新

家財の賠償は、平成25年3月から定型賠償の受け付けを開始していますが、定型賠償額を超える場合には、今後案内が予定されている家財個別賠償を請求することができます。

その場合、対象となる家財が全て写っている写真、領収書など過去の購入金額(または事故発生当時の時価)および購入時期が確認できる書類が必要になりますが、やむを得ない事情により、家財個別賠償の案内前に家財を撤去・処分せざるを得ない場合は、下記の内容にもとづいて、廃棄家財にかかる証憑類の持ち出しと保管をお願いします。

## 定額賠償額

現実の家財の損害を積み上げた合計金額が下表の金額を超える場合には、家財個別賠償を請求することができますので、写真、領収書等、廃棄家財にかかる証憑類の持ち出しと保管をお願いします。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
			大人1名 あたり	子供1名 あたり	
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円

「家財個別賠償を見据えた廃棄家財の写真撮影等のお願いについて」  
を添付しましたので、ご覧ください。

問い合わせ

産業・賠償対策課(農業委員会) 賠償支援係

TEL 0243-62-1105

## 【浪江町ADR集団申立て】東京電力から再度の拒否回答がありました

9月18日HP更新

ADRセンターは、浪江町ADR集団申立てに対する「和解案」の再度の回答期限を9月25日としていました。

9月17日夕方、東京電力は新たな回答書を提示してきましたが、その内容は次のとおり前回同様であり再度の拒否回答になります。

### 「『和解案提示理由補充書』を慎重に検討したが、回答を変更して受諾することは困難である。」

東京電力は、理由として大きく以下の3点を挙げています。

1. 5万円の増額賠償はすでに支払った月額10万円に含まれており、中間指針等の考え方に沿うものではない。
2. 75歳以上高齢者の一律増額賠償については、健常な高齢者には妥当せず、中間指針で定められていないから受諾できない。
3. 中間指針と異なる集団的和解をするとすると、それ以外の避難者との公平性を著しく欠くので、受諾は困難である。

**東京電力からの回答書(2)を添付しましたので、ご覧ください。**

※浪江町の世帯のみ

#### 【馬場町長のコメント全文】

東電は「和解案」の再度の回答期限である9月25日に先立つ9月17日に、「慎重に検討」したとして再度の拒否回答をしてきた。

東電は拒否の理由を色々と述べているが、いずれも「補充書」で明確に否定されたものであり、理由として持ち出すのは全く理解ができない。さらに、拒否理由の多くはADR手続の中で東電がしていた主張と同様であり、ADRセンターがこれらを総合的に判断して「和解案」を提示したにも関わらず再三再四繰り返しているのはおよそ加害者の態度とは思えない。

東電は「回答書」で申立人の苦しみや悲しみ、不安を深く理解し、大変申し訳なく思っているなどと述べているが、このような不誠実な態度は申立人にさらなる苦痛を与えるものである。

東電は「和解案の尊重」の自らの誓いに従い「和解案」を受諾し、申立人にこれ以上の苦痛を与えないよう強く求める。

また、ADR総括委員会及びADRセンターにはさらに強く東電を説得するよう求める。

平成26年9月18日

浪江町長 馬場 有

次ページへ続きます 

## 【東京電力の全面拒否回答に対する弁護士声明】

浪江町支援弁護士団  
代表 弁護士 日置 雅晴  
事務局長 弁護士 濱野 泰嘉

原子力損害賠償紛争解決センターは、東京電力が仲介委員の提示した和解案を拒否する回答を行った後、和解案を正確に理解しているとは言えないとして、和解案提示理由補充書を提示し、あらためて和解案の受諾を求めました。

しかし、東京電力は、センターの意向を無視し、前回と同様に、和解案を実質的に全面拒否する回答書を提出しました。

東京電力の全面拒否回答は、新・総合特別事業計画で自ら誓約した和解案の尊重を放棄するとともに、和解仲介手続自体を軽視し、センターの役割を阻害するものであり、日本政府が3年以上かけて行ってきた原子力事故損害賠償制度を真っ向から否定するものであると同時に浪江町住民らが原発事故によって負った様々な損害をあまりに軽視するものであり、許されるものではありません。

当弁護士団は、東京電力に対し、本和解案の全面拒否回答について抗議するとともに、本和解案を受諾するようあらためて強く要求します。

また、センターの紛争解決機能が十分な役割を果たし、現在の原子力事故損害賠償制度の信頼が維持され続けるためにも、当弁護士団は、センターに対し、東京電力が本和解案を受諾するよう、さらなる説得を求めます。

以上

問い合わせ

産業・賠償対策課(農業委員会) 賠償支援係

TEL 0243-62-1105

## 【浪江町ADR集団申立て】東京電力の再度の拒否回答に対し、ADRセンターに上申書を提出しました

9月18日HP更新

浪江町ADR集団申立ての「和解案」に対し、東電は9月17日付けで再度の拒否回答をしてきました。

町長および浪江町支援弁護士団は拒否回答に強く抗議し、ADRセンターにさらに説得するよう求めるコメントを発表したところです。

さらに、浪江町支援弁護士団はADRセンターに「上申書」を提出し、東電を説得するよう求めました。

**上申書を添付しましたので、  
ご覧ください。** ※浪江町の世帯のみ

問い合わせ

産業・賠償対策課(農業委員会) 賠償支援係

TEL 0243-62-1105



## 双葉町からのお知らせ

## 住まいの復興給付金制度のお知らせ

9月18日HP更新

住まいの復興給付金制度とは、東日本大震災により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」という。）の被災時の所有者が引き上げ後の消費税率が適用される期間に、被災した方の住宅再取得や住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応するための措置です。

## 被災住宅（東日本大震災により被害が生じた住宅）とは

1. り災証明書で「全壊（流出）」「大規模半壊」「半壊（床上浸水）」「一部損壊（床下浸水）」の認定を受けた住宅
2. 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅

## 申請対象

	新築住宅を「建築・購入」し、または中古住宅を「購入」した場合	被災住宅を「補修」した場合
対象者	(1) 被災住宅を所有していた者 (2) 再取得住宅を所有している者 (3) 再取得住宅に居住している者 ※(1)～(3)の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請する場合、給付を受けることができます。	(1) 被災住宅を所有している者 (2) 被災住宅の補修工事を発注した者 (3) 補修した被災住宅に居住している者 ※(1)～(3)の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請する場合、給付を受けることができます。
対象住宅	消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅、または宅建業者が販売した中古住宅	消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、補修した被災住宅

## 申請方法

- ・申請は、再取得した住宅、または補修工事が完了した被災住宅が引き渡された後に行うことができます。
- ・申請書は、お近くの復興局または「住まいの復興給付金事務局」ホームページから入手できます。

## 問い合わせ

住まいの復興給付金事務局 TEL 0570-200-246

受付時間：午前9時～午後5時（土・日、祝日含む）

URL：<http://fukko-kyufu.jp/>





## 大熊町からのお知らせ

## 【更新】平成26年度 一時立入りのお知らせ

9月17日HP更新

国道6号の自由通行化に伴い、バリケード設置位置図を変更し、帰還困難区域への立ち入り方法の変更に関する地図を追加しました。

## 町内のバリケードについて

9月15日(月)から国道6号が自由通行化されたのに伴い、長者原立体交差の東西ゲート、スポーツセンター入口ゲート、三角屋交差点東西ゲートが有人管理ゲートに変更となりました。

有人管理ゲートになることで、立入る場合は通行証と身分証明書の提示が必要となります。

また、自由通行化に伴い国道6号沿線上の無人バリケードの管理は国が行い、国道6号沿線上の自宅への一時立入りは、コールセンターへ申し込みをしなければバリケードは解錠されません。(一時立入りの当日のみ解錠)

※ 自由通行はあくまで通過交通のみです。

※ 沿線上の自宅への一時立入りは、従来どおり年間最大15回までです。

**バリケード設置位置図を添付しました。**

※大熊町の世帯のみ

問い合わせ

環境対策課

0120-26-3844(代)

## 福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

9月22日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率( $\mu$ Sv/h)									線量計
			7/24	7/31	8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	
23	夫沢	西北西約2.3km	7.7	7.8	7.6	7.0	7.3	7.3	7.6	7.2	7.6	NaI
25	野上	西約14km	1.2	1.3	1.2	1.4	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2	NaI
26	野上	西約11km	1.3	1.3	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	NaI
29	夫沢	西約2.4km	11.1	11.4	11.0	10.9	10.1	10.5	11.4	10.7	11.1	IC
30	夫沢	西約2.6km	10.6	10.5	10.4	10.4	10.0	10.0	10.7	10.0	10.7	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	NaI
35	野上	西南西約6.6km	5.0	5.1	4.9	4.9	5.1	4.7	4.9	4.8	4.9	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	3.2	3.2	3.3	3.1	3.2	3.0	3.2	3.0	3.2	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	27.6	28.2	27.9	27.1	27.4	25.9	25.7	27.6	26.3	IC
38	小入野	西南西約3.7km	3.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.1	3.5	3.5	3.4	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	18.1	18.3	16.9	16.8	17.7	15.8	17.8	17.8	17.7	NaI
50	熊川	南約4.0km	8.4	8.3	8.3	7.9	8.1	7.6	8.2	8.2	8.1	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値

測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125

# 自主的除染に係る費用の賠償について

平成26年9月18日  
東京電力株式会社

除染につきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)」(平成24年1月1日施行)に基づき国や地方公共団体等が実施しておりますが、放射性物質による汚染を懸念し、地方公共団体等による除染によらず、個人さまや法人さまおよび個人事業主さまが実施を余儀なくされた除染(以下、「自主的除染」)につきましては、被害を受けられた方々のご要望等や原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」等の考え方を踏まえ、以下のとおりお取り扱いさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

## 1. 個人さま

### (1) ご請求いただける方

当社事故発生時点における生活の本拠(帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を除きます)に居住を継続するにあたり、放射性物質による汚染を懸念し、地方公共団体等による除染によらず、自ら所有する住宅等\*の自主的除染を実施され、追加的費用の負担を余儀なくされた個人さまとさせていただきます。

実施された自主的除染につきましては、福島第一原子力発電所からの距離や空間線量の情報等を踏まえ、実施されたことの合理性を個別に確認させていただきます。

なお、当社事故発生時点において、以下の市町村に生活の本拠があった方につきましては、自主的除染を実施されたことの合理性の確認を省略させていただきます。

福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村、新地町

\* 住宅等: 一つの敷地内にある居住用家屋、庭、駐車場、離れ、蔵等およびそれらが建つ土地とさせていただきます。

### (2) お支払いの対象となる損害

平成23年3月11日から平成24年9月30日までに実施された自主的除染に係る費用のうち、実際に負担された「外部委託費用」「物品購入費」「証明書類取得費用」を対象とさせていただきます。

なお、「外部委託費用」「物品購入費」は、以下の事項をすべて満たす場合に対象とさせていただきます。

- ・当社事故発生時点において自ら所有する生活の本拠であり、居住の継続を目的とした住宅等における屋外部分を対象とした除染であること
- ・居住空間の線量低減が目的であること
- ・当社事故により、通常実施されるメンテナンス等を超える追加的対応であること

次ページへ続きます 

### (3) お支払いする賠償金額

実際にご負担された自主的除染に係る費用のうち、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。

## 2. 法人・個人事業主さま

### (1) ご請求いただける方

当社事故発生時点における事業主さまや従業員さま等が常時滞在する事業用施設等\* (帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を除きます) で事業活動を継続するにあたり、放射性物質による汚染を懸念し、地方公共団体等による除染によらず、自ら所有する事業用施設等の自主的除染を実施され、追加的費用の負担を余儀なくされた法人さまおよび個人事業主さま(農業者さまを含みます)とさせていただきます。

実施された自主的除染につきましては、福島第一原子力発電所からの距離や空間線量の情報等を踏まえ、実施されたことの合理性を個別に確認させていただきます。

なお、当社事故発生時点の生活の本拠である住宅等と事業用施設等に対する自主的除染を同時に実施され、店舗兼住宅等の理由により実施範囲を区別できない場合には、個人さまとしてご請求ください。

\* 事業用施設等: 戸建家屋、マンション、オフィスビル、工場等およびそれらが建つ土地ならびにそれらと同一敷地内にある駐車場、倉庫、植栽等とさせていただきます。

### (2) お支払いの対象となる損害

平成23年3月11日から平成24年9月30日までの間における自主的除染に係る費用のうち、実際に負担された「外部委託費用」「物品購入費」「証明書類取得費用」を対象とさせていただきます。

なお、「外部委託費用」「物品購入費」は、以下の事項をすべて満たす場合に対象とさせていただきます。

- ・当社事故発生時点において自ら所有する事業用施設等であり、事業活動の継続を目的とした事業主さまや従業員さま等が常時滞在する事業用施設等における屋外部分を対象とした除染であること
- ・事業用施設等の線量低減が目的であること
- ・当社事故により、通常実施されるメンテナンス等を超える追加的対応であること

### (3) お支払いする賠償金額

実際にご負担された自主的除染に係る費用のうち、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。

## 3. その他

・除染に関する賠償基準が未定であったために、過去のご請求においてご請求の取り下げをしていただいたご請求者さまにつきましては、誠に恐れ入りますが、あらためてご請求くださいますようお願いいたします。

・法人さまおよび個人事業主さま(農業者さまを含みます)が、お取引先や顧客等の要請等により、事業への支障を回避されるために実施を余儀なくされた除染作業につきましては、事業規模や実施内容等の個別のご事情をお伺いし、必要かつ合理的な範囲で対応させていただきます。

## 4. 請求書類の発送の受付

平成26年9月18日より請求書類発送の受付を開始させていただきますので、請求書類の発送をご希望される方は、誠にお手数ですが、「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

福島原子力補償相談室(コールセンター)



0120-926-404

(受付時間: 午前9時～午後9時)

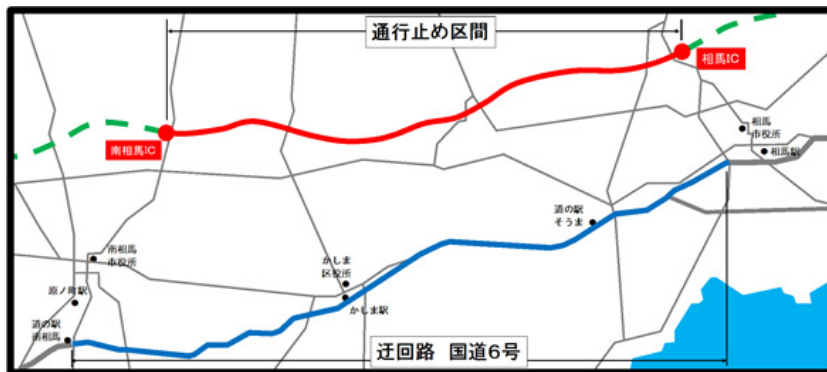
# 常磐自動車道 南相馬IC～相馬IC間 夜間通行止めの実施について

平成26年9月19日

常磐自動車道浪江IC～南相馬IC間および相馬IC～山元IC間の新規供用に向けて、南相馬IC～相馬IC間において、舗装工事、標識工事、施設工事のため下記のとおり夜間通行止めを実施します。

■通行止め期間 10月3日(金) (予備日:10月4日(土)、5(日))

■通行止め時間 午後8時～翌日午前6時



問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル)(24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

## 交流ルームひばり通信

# 第2回 超カンタン介護食&交流会

家庭で簡単に作ることができる介護食を調理実習で教えていただき、参加者同士の意見交流会です。前回、2人の方が参加し「とっても良かった。ためになった」と話していました。

広報さんじょうにも掲載されていましたが、皆さんにお薦めします。ぜひ参加ください。

日時 **10月26日** (日) 午前10時～正午

場所 総合福祉センター

定員 先着20人

申込代行  
交流ルームひばり TEL 0256-33-8650



## 新潟県主催 一時帰宅ボランティアバスツアーに参加

9月13日(土)、20日(土)と新潟県主催の一時帰宅ボランティアバスが、南相馬市へ運行されました。三条市からは、避難者1人、ボランティア1人が参加しました。

一時帰宅者の家屋の片付けが主でしたが、偶然伺った1軒のお宅で、「新潟県からボランティアに来ました」と伝えると、ご主人が「三条市に避難してお世話になったんだ〜」とおっしゃっていました。

話しているうちに、当時の記憶がだんだんとよみがえり、総合福祉センターでの避難生活の懐かしい話ことができました。

※来月11日は、三条市主催の一時帰宅ボランティアバスが運行されます。



## ラジオ福島「かっとびワイド」 in 交流ルームひばり

ラジオ福島で、月曜日から金曜日の午後1時から3時に放送している、カガちゃんこと鏡田アナウンサーの「かっとびワイド」が、交流ルームひばりから生放送されます。

この機会にぜひ、観に、聞きに、「ひばり」へお越しください。

ゲストに福島市出身AVE(エイヴ)さんのアコースティックギターの素敵なライブも予定しています。

また、三条市からは、三小相承会による太鼓の演奏なども予定しています。

軽快なトークで楽しい時間を一緒に過ごしましょう。

日時 **9月30日** **火** 午後1時～3時  
※出入り自由です。

場所 交流ルームひばり

**問い合わせ**  
**交流ルームひばり TEL 0256-33-8650**



左側・AVEさん 右側・鏡田アナウンサー

## 9月・10月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日 午前10時～正午				9月25日	26日	27日
★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日 午前10時～午後2時				ひばり休み 浜通り配布		新潟 混声合唱団 定期演奏会 招待
28日	29日	30日	10月1日	2日	3日	4日
	ひばり 午後休み	ラジオ福島 「かつとび ワイド」in 交流ルーム ひばり	ひばり茶話会	ひばり休み 浜通り配布		
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
三条 ボランティア まつり (福祉センター)		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		一時帰宅  県央食品 卸売センター 感謝祭招待

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[開館時間] 9:30～15:00

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2014.9.24 現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	35	81
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	1	3
浪江町	8	20
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	6	17
合計	64	147

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511